

五

募入 方 決定の

価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い

ものからその応募額を順次割り

当てる。特別参加者ごとの応

募限度額の範囲内において各申

込みの応募額を割り当てる。

口

特別参加市場

各国債市場特別参加者ごとの

非価格競争入札発行

非価格競争入札発行

おける財政運営のための公債の

千八百九十一年に

ついでに、金額で千九

定に基つき発行した利付国債に

うちの財政法第四十一条の規

額面金額で九千四百六十四億

六

イ

入札発行競争

価格競争

発行競争

額

た利付国債については、額面金

額で二千三百六十

円、特別会計に關する法律第四

十六

行した利付国債については、額

面金額で六千四百五十八億二

四

特別会計に關する法律第四十六

条第一項の規定に基つき発行し

た利付国債に關する法律第四十六

で五百三十五億

口

特別参加市場

特別参加市場

特別参加市場

特別参加市場

特別参加市場

特別参加市場

特別参加市場

特別参加市場

特別参加市場

特別参加市場

特別参加市場

第二期以後の利率以

の経過払込み子

年当たり、各利払期における利
 子計算期間開始日前に行われ
 た、発行から償還までの期間が
 九年五か月超の十年利付国債の
 直近における入札の結果に基づ
 き算出された複利回り（以下
 「基準金利」という。）から、〇.
 四〇パーセントを控除した率。
 ただし、控除した率が〇パーセ
 ントを下回るときは、その率は
 〇パーセントとする。
 (一) 募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加え、次の算
 式により算出した金額を第二
 十号に規定する期日に払い込
 むものとする。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times \frac{1.41}{100} \times 7}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 については、前記(一)の算式よ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額
 へただし、当該国債を発行時
 において取得する者が非居住
 者又は外国法人である場合に
 は、前記(一)の算式により算出
 た金額に当該非居住者又は外
 国法人が適用を受ける所得税

十四 初期利子

の税率を乗じた金額を控除
す。平成二十年二月二十日
平成一十二年二月二十日支
と、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.41}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子以後

毎年二月二十日及び八月二十
日を以て、各支払期におい
て、その日以前六箇月間に属
した利子として、次の算式に
出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{標準金利} \cdot 0.40}{100} \times \frac{1}{2}$$

十六 償還金額

平成三十四年八月二十日
償還金額百円につき百円

十七 元金

日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

十八 払込期日

平成十九年八月二十七日